

26通達第11号  
平成26年3月31日

[沿革] 平成26年7月 4日26通達第23号改正  
平成27年3月17日27通達第 4号改正  
平成28年3月24日28通達第 9号改正

## 特殊車両等の通行に関する取締要領

### 第1条 趣旨

道路法（以下「法」という。）第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める最高限度（車両制限令（以下「令」という。）第3条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さの最高限度をいう。）を超える車両及び法第43条の2の規定により積載物が落下するおそれがある車両（以下「特殊車両等」という。）の通行に関し、法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者等に対して名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）が行う取締り及び行政処分等については、この要領の定めるところによる。

### 第2条 計画取締りの実施

#### 1 計画取締り

- (1) 交通管理部長（以下「部長」という。）は、その管理に係る道路における特殊車両の通行実態、道路の状況その他の事情を勘案して、特殊車両を違法に通行させている者に対して人的な取締りを実施するものとする。取締りの実施にあたっては、毎月、翌月の取締りの実施日、場所、人員等について計画を定めるものとする。
- (2) 部長は、計画取締りを実施するにあたっては、あらかじめ高速道路交通警察隊と協議し、取締りの現場に警察官の立会いを求める等、緊密な連携を図るものとする。
- (3) 計画取締りの現場責任者には、必ず道路監理員をもって充てるものとする。
- (4) 計画取締りを実施したときは、別記様式第1の計画取締り報告書を作成するものとする。
- (5) 取締りの実施にあたっては、次の事項に留意するものとする。
  - (ア) 計画取締りに従事する職員は、服装を統一し、保安帽を着用すること。
  - (イ) 計画取締りに従事する職員のうち、法第71条第4項の規定により道路監理員に命ぜられている者は、必ず身分証明書を携帯するものとし、「道路監理員 名古屋高速道路公社」を表示した腕章を着用すること。

## 2 特殊車両を違法に通行させている者に対する措置

部長は、次に掲げる区分に従い、当該特殊車両を違法に通行させている者に対し、別記様式第2により、措置命令を行うものとする。

- (1) 法第47条第2項の規定に違反して特殊車両を通行させている場合においては、次により、それぞれ必要な措置を講ずることを命ずる。
  - (ア) 当該特殊車両の構造の一部を取りはずし又は積載貨物を分割することができるため、車両の幅、高さ、長さ等の軽減等の措置を講ずることが可能である場合は、当該措置を講ずべきこと。
  - (イ) 当該特殊車両の構造の一部の取りはずし又は積載貨物の分割が不可能である場合は、法第47条の2第1項の通行の許可を得るまでの間、通行を中止すべきこと。
- (2) 法第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合においては、当該条件に適合した措置を講ずべきことを命ずるほか、必要に応じて通行の中止等を命ずる。
- (3) 法第43条の2の規定により、車両の積載物が落下するおそれがある場合、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正等の措置を講ずることを命ずる。
- (4) 部長は、前記(1)又は(2)又は(3)の違反の程度が軽微であり、この措置を講ずる必要がないと認められる場合は、別記様式第3により、措置命令に代えて、警告を行うものとする。
- (5) 部長は、特殊車両を違法に通行させた者が、車両幅の軽減等の措置命令に応じて積載貨物の分割等を行う場合は、特殊車両を違法に通行させた者の責任と負担において、当該貨物を別の車両に積み替えさせる等の措置を講じさせるものとする。
- (6) 部長は、前記(1)又は(2)又は(3)の措置を命じた場合、当該特殊車両を使用する者に対し、別記様式第3の2により、再発防止のための警告を行うものとする。

## 第3条 常時取締りの実施

### 1 自動計測装置による計測

部長は、第2条の1によるほか、走行中の車両の重量等を自動的に計測できる装置（以下「自動計測装置」という。）を設置し、特殊車両の違法通行の実態を連続的に把握することにより行う常時取締りを実施する。なお、自動計測装置の運用にあたっては、適切にその維持管理を行うものとする。

### 2 自動計測装置の計測結果に基づく警告

部長は、自動計測装置の計測結果に基づき、使用している特殊車両が、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して、通行していることを確認された者に対し、別記様式第3の3により警告、又は別記様式第3の4により嚴重警告を行うものとする。

## 第4条 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置

### 1 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する行政指導

部長は、繰り返し特殊車両を違法に通行させた者（法人又は人の業務に関して特殊車両を違法に通行させた場合にあつては当該法人又は人）又は第3条の2により繰り返し嚴重警告を受けた者に対しては、公社に呼び出して対面で是正指導書を手交するなどし、再び違反行為がなされないよう、是正を求めるものとする。

### 2 報告及び立入検査の実施

部長は、前記1の行政指導のための呼び出しなどに応じない者に対して、報告及び立入検査を実施し、特殊車両を違法に通行させた事実等を確認するため、資料の提出を求めることができる。

### 3 行政指導内容の公表

部長は、前記1による是正指導を繰り返し受けたにもかかわらず、当該是正指導を受けた者が是正に応じない場合は、弁明の機会を付与したうえ、再び前記1による是正指導を実施し、その名称及び是正指導内容等を公表するものとする。

### 4 許可の取消し

部長は、次のいずれかに該当する場合には、当該特殊車両の通行に係る法第47条の2第1項の規定による許可を受けた者に対し、あらかじめ聴聞を行ったうえ、別記様式第4により当該許可を自ら取り消し、当該許可が他の道路管理者に係るものであるときは、別記様式第5により、当該他の道路管理者に対し、当該違反事実等について通知するものとする。また、許可の取消しを受けた者の名称及び取り消した許可の内容等を公表するものとする。

なお、許可を取り消した場合には、すみやかに許可証を返還させるものとする。

- (1) 法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。
- (2) 法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の4第1項の規定による命令又は法第43条の2の規定による命令に違反して特殊車両等を通行させたとき。
- (3) 常習的に、法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。

## 5 告発

部長は、次のいずれかに該当する場合には、当該特殊車両を通行させた者を、別記様式第6（（2）に該当する場合には、別記様式第6の2、（4）に該当する場合には、別記様式第6の3）により告発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭により告発するものとする。

- （1）法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故、若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。
- （2）法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の4第1項の規定による命令又は法第43条の2の規定による命令に違反して特殊車両等を通行させたとき。
- （3）常習的に、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。
- （4）法第72条の2第1項の規定に違反し、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げたとき。

## 第5条 取締結果の報告

部長は、特殊車両を違法に通行させた者に対して発出した措置命令書、警告書その他関係書類の写しを添付して、別記様式第7により地方運輸局あて通知するものとする。

### 附則

この通達は平成26年4月1日から施行する。

### 附則

この通達は平成26年7月4日から施行する。

### 附則

この通達は平成27年4月1日から施行する。

### 附則

この通達は平成28年4月1日から施行する。

様式 略